

新型コロナウイルス感染症のワクチンの情報提供に資するための  
国民の認識や意向に関する調査及び情報提供資材制作一式  
仕様書

1. 調達内容

1. 1 目的

新型コロナウイルス感染症のワクチン（以下、新型コロナワクチン）については、令和2年8月の第6回の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、科学的な不確実性がある一方で、国民の期待が極めて大きく、正確な情報を丁寧に伝えていく必要があるとされた。

そのため、国民一人ひとりが新型コロナワクチンの接種に関して、十分な情報をもとに自分自身で接種をするかどうかの判断が行えるように、情報環境整備のあり方を検討する一環として、新型コロナワクチン等に関する知識や認識、接種意向、情報入手経路やニーズ等を明らかにするとともに、メッセージや情報を伝えることにより、知識や認識がどのように変化するかを調査により把握する。

また、調査結果に基づき、国民が自分自身で接種に関する判断を行うこと可能にするための情報提供方法を検討し、最適な情報提供資材等を制作する。

1. 2 履行期間

契約日～令和3年3月31日（水）

1. 3 業務内容

1) 新型コロナワクチンの知識や認識、意向等に関する定性および定量調査の実施

現在開発が進められている新型コロナワクチンは、極めて新規性の高い技術が用いられているワクチンであるため、今後、国民が自分自身で接種するかの判断を適切に行えるような環境を整備していく必要がある。情報提供環境の整備のためには、正確な情報を丁寧に伝えることが必須であることから、現在別途、新型コロナワクチンに関するメッセージ案等を作成しているところである。

本調査では、この作成されたメッセージ案等を用いて、受け取った国民の理解度や認識、意向等の変化を把握するとともに、それらに関連する要因を性や年代等の属性別に検討する。また、自分自身で接種するかどうかを選択しようとする際に、メッセージ案等のどのような要素が役立つのかなどを調査によって把握し、メッセージ案を更新するとともに、その結果をもとに「2) 新型コロナワクチンに関する情報提供資材の制作」に記載のとおり、情報提供のための広報資材等を制作する。

調査にあたっては、グループインタビューにより認識や接種意向を定性的に明らかにし、インターネット調査により、定性調査で作成した仮説を検証するとともに、その分布等を定量的に明らかにする。

## ○調査対象

20代から70代(80代を含むことも可)までの男女。定性調査においては、新型コロナワクチン接種の必要性が特に大きい60代以上を中心とする。

※医師等医療従事者、調査会社・マスコミ関係者は対象から除く。

その他、調査対象者から除外すべき者の詳細については、厚生労働省担当者との相談によって決定する。

## ○調査方法

### ①定性調査：グループインタビュー

50代から70代(80代を含むことも可)の男女を対象とし、請負者が保有するパネルから本調査に適切な対象者を、厚生労働省担当者と相談の上、選定する。インタビューは1グループ当たり4人程度で、年代別の6グループ以上に対して、1グループ1時間程度の適切な時間を設定し、対面で実施する。

なお、調査の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止に十分配慮した形とすること。

インタビュアーは、過去に複数回、類似の形式によるグループインタビューを行った経験がある者が担当する。また、インタビュアーは調査の目的やインタビュー内容等について、事前に厚生労働省担当者と十分に打ち合わせを行った上で調査を実施すること。

調査結果の分析は、類似調査の質的な分析経験をもつ複数名で担当し、インタビューの記録をもとに内容の分類やまとめ、定量調査で検証を行う仮説の設定等を行う。

### ②定量調査：インターネット調査

20代から70代(80代を含むことも可)の男女1,200人程度を対象とし、請負者が保有するパネルから、性、年齢、居住地等の分布に十分配慮し、本調査に適切な対象者を選定する。調査の方法はインターネット調査とする。対象者や調査項目等、調査の詳細については厚生労働省担当者と十分相談の上、決定する。

調査結果の分析は、類似の調査のデータ解析経験を有する者が行い、全体の傾向の把握や関連要因の検討を行うことに加えて、性や年代等によるサブグループ解析も実施し、属性ごとに発信すべきメッセージや情報、発信方法に関する示唆も得ることとする。

## ○調査実施後の総合評価

国民一人ひとりが自分自身で接種するかどうかを判断するためには、どのようなメッセージや情報等が必要と考えられるのかを、調査結果をもとに、専

門的な知見を持つ者も参画させて総合的に評価すること。その際、別途実施している新型コロナワクチンに関するメッセージ案の作成業務の担当者や関係者、厚生労働省担当者等とも連携すること。

※謝金は不要。

## 2) 新型コロナワクチンに関する情報提供資材の制作

新型コロナワクチンに対する国民の関心は高いが、一方で、様々なメディア等においては不正確な情報が散見されるため、正確な情報を適切な方法で提供することが喫緊の課題である。

国民が自分自身で接種するかどうかを判断するためには、様々な属性を持つ国民が容易に理解を深められ、かつ接種の選択に資する情報を提供することが必要であることから、「1) 新型コロナワクチンの知識や認識、意向等に関する定性および定量調査の実施」により得られた調査結果を踏まえたメッセージ等を活用して、広報資材を作成すること。なお、作成する情報提供資材は、主たる対象者として、国民全体向けと高齢者および基礎疾患を有する者向け等の計2種類以上とすること。

ワクチンに関する普及啓発資材の作成においては、医学的知識に加え、用語の使い方やエビデンスの伝え方等において、きめ細やかな配慮が必要となり、かつ広く国民全体向けの普及啓発であることから、請負者は、ワクチンや予防接種に関する包括的、医学的な理解・知識を有する業者かつ医療用医薬品の疾患啓発等、国民に向けた普及啓発のための資材等の作成経験をもつ業者とする。

※成果物を参考資料として添付すること。

### ○作成する情報提供資材

#### ①リーフレット等普及啓発資材

自治体、医療機関、ホームページ等で幅広く利用することができる、新型コロナワクチンに関する普及啓発リーフレット等を高齢者および基礎疾患を有する者向けとその他の国民全般向けのそれぞれ1種類ずつ、合計2種類以上、作成すること。

作成する資材の詳細については、厚生労働省担当者との相談により決定する。

#### ②厚生労働省が提供しているホームページ等のオンラインコンテンツ

提出された新型コロナワクチンの予防接種に関する正しい知識を伝えるためのメッセージ案をもとに新型コロナワクチンに関する厚生労働省の特設ホームページや、厚生労働省のLINE、facebook および twitter 等に用いるコンテンツ案を作成すること。

## ○作成工程

広報資材の作成については、1次案を作成後に厚生労働省担当者に提示し、修正等の指示を受けること。その後、2週間以内に2次案を提示して厚生労働省担当者の確認を受けたうえで完成させること。

### 1. 4 スケジュール

| 業務     | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|
| 調査     |    | →  |    |
| 報告書作成  |    | →  | →  |
| 広報資材作成 |    | →  | →  |

### 1. 5 報告書の作成

1. 3 1) の調査について報告書を作成し、2. 1の納入成果物及び納入期限日に従い提出すること。また、本調査の結果等を取りまとめた報告書を作成すること。

### 1. 6 業務にかかる留意点

調査結果報告については、厚生労働省担当者より中間報告を求めることがあるので、その際は指示にしたがうこと。

### 1. 7 コミュニケーション管理

関係者と打ち合わせを実施する場合には、必要に応じて、調整を効率的に進めるための資料作成等を実施すること。

打ち合わせが開催される都度、原則2開庁日以内に議事概要案を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、厚生労働省の承認を得ること。

## 2 成果物

### 2. 1 成果物

1. 3 1) で作成することになっている報告書、1. 3 2) で作成することになっている情報提供資材各種については、以下の納入期限(予定)までに提出すること。なお、ワクチン接種のスケジュールにより納入期限変更の必要性が生じる可能性がある。その際は、納入期限について厚生労働省担当者と調整すること。

| 成果物                | 納入期限      |
|--------------------|-----------|
| 1. 3 1) の調査に関する報告書 | 令和3年3月31日 |

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 厚生労働省が提供しているホームページ等のオンラインコンテンツ | 令和3年3月23日 |
| リーフレット等普及啓発資材(2種以上)            | 令和3年3月23日 |
| 打ち合わせ概要                        | 会議後5営業日以内 |

電子データを収納した外部記憶媒体(CD又はDVD)により提出すること。なお、本事業において回答者等から収集したデータについては、報告書とともに電子データを収納した外部記憶媒体(CD又はDVD)により提出すること。

報告書、打ち合わせ概要は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。

本事業で得られた元データについては、機械判読可能な形式(※)のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータについては、Excel2016形式等により納入すること。

※ コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理(加工、編集等)できること。例えばHTML,txt, csv,xhtml,epub,gml,kml,png等のほか、Word, Excel, Powerpoint等のデータが該当する(スキャンデータのようなものは該当しない)。

## 2. 2 納品場所

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省健康局健康課予防接種室

TEL 03-5253-1111 (内線2100)

## 3 留意事項

### 3. 1 知的財産権の帰属について

- ① 本調達に係り作成される書類・データ等の著作物については、受注者が本調達の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、すべて厚生労働省に帰属するものとする。また、厚生労働省は、納入品の複製物を著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

- ② 本調達に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本調達に係り作成される書類・データ等の著作物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について厚生労働省の内容について厚生労働省の承認を得ることとし、厚生労働省は既存著作物について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 受注業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

### 3. 2 機密保持

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で担当職員が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）及び受託者が作成した情報を、受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、本委託業務を実施するにあたり、担当職員から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
  - ・ 複製はしないこと。
  - ・ 用務に必要がなくなり次第、速やかに厚生労働省に返却すること。
  - ・ 受託業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を厚生労働省へ提出すること。
- ③ 個人情報の漏えい等契約上の重大な問題が生じた場合に、受託者から事業担当部局の担当職員及びその上司並びに契約担当部局に対し、速やかに情報提供を行うこと。

### 3. 3 情報セキュリティ

受注者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。

- (1) 厚生労働省から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (2) 受注者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関する情報提供を行うこと。

- (3) 厚生労働省から、厚生労働省が取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の3つの観点から区別し、要機密情報、要保全情報及び要安定情報に一つでも該当すると判断した情報（以下、「要保護情報」という。）を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (4) 厚生労働省から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- (5) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに担当課へ報告すること。

### 3. 4 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を「再委託に関する承認申請書」及び添付資料によって担当職員に報告し、承認を得ること。なお、総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止である。また、委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な措置を講じ、担当職員に報告の上、承認を得ること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

### 3. 5 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、調達担当課にその問題の内容について報告すること。

### 3. 6 その他

- ① 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ② この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- ③ ②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは当該者の入札を無効とするものとする。

<担当課>

厚生労働省健康局健康課

予防接種室調査管理係

電話：03-5253-1111（内線 2077）